

令和3年度 市民団体等活動費助成事業実施要綱

1 目的

この要綱は、社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会及び蒲郡市共同募金委員会（以下「本会」という。）が、蒲郡市内のボランティアグループ、市民活動団体及び福祉的な課題に取り組んでいる団体・グループ等（以下「団体」という。）の活動の促進と共同募金への理解の拡大を目的に、共同募金の配分金の一部を財源として公募を行う助成事業について、必要な事項を定める。

2 実施主体

この事業の実施主体は、本会とする。

3 助成金の交付対象団体

助成金の交付対象は、蒲郡市内で活動する非営利の次の団体で、助成金以外の財源がある団体とする。

- ① 団体等設立後1年以上の活動実績があり、法人格を持たない任意の団体
- ② 特定非営利活動法人

4 助成金の交付対象事業及び交付対象経費

(1) 助成金の交付対象事業は、蒲郡市内において、地域福祉推進の観点から「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」を目指すもので、かつ、国、県及び市から助成を受けない次の事業とする。なお、本会から助成を受けている団体については、新規に取り組む事業とする。

- ① 地域住民を対象とし、住民の福祉意識を高める事業
 - ② 活動の発展のために必要な資機材の購入
- (2) 次に掲げる経費は助成金算定の対象としない。
- ① 収益事業及び収益事業に関連する経費
 - ② 会員の互助又はそれに類する目的の事業に関連する経費
 - ③ 人件費
 - ④ 総会、役員会の運営に要する費用。但し、事業実施のための実行委員会等の費用は除く。
 - ⑤ 不動産や固定資産の購入費や光熱水費等の団体運営に要する経費
 - ⑥ その他事業経費として不適当と会長が認めた経費

5 助成事業の実施期間

令和3年4月1日以降から事業を開始し、翌年3月4日までに事業が完了するものとする。

6 助成金の交付金額

- (1) 助成金の交付総額は40万円を限度として、1団体1事業につき助成対象事業費の3/4以内とし、かつ10万円を最高限度とする。
- (2) 助成金の交付は、原則、事業完了後とする。但し、本会会長が必要と認めれば助成金を前金として交付することができる。
- (3) 前金払いを希望する申請団体は、別記様式4「令和2年度助成金前払い申請書」を本会会長に提出する。

7 助成対象団体の募集

公募により行う。

8 公募の周知方法

次の方法により行う。

- ① 社協だより（4/25発行）に掲載
- ② 本会のホームページに掲載
- ③ チラシ作成（各戸回覧用と公共施設配布用）

9 募集の期間

5月～6月

10 申請手続き

- (1) 助成金の交付を受けようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、別記様式1「令和2年度市民団体等活動助成事業申請書」を本会会長に提出する。
- (2) 上記申請書に、団体等の規約、前年度の事業報告・決算報告、団体の活動報告等がわかる資料（チラシ、

パンフレット、広報誌等)を添付する。

11 審査

審査は、次の第一次審査から第三次審査までとし、審査基準については、本会会長が定める。

- (1) 第一次審査 7月初旬 書類選考
- (2) 第二次審査 7月中旬 公開プレゼンテーション(発表10分以内、質問5分程度)
正当な理由のない欠席・遅刻・途中退席は棄権とみなす。
- (3) 第三次審査 第二次審査終了後 助成額の査定

12 審査員

(1) 審査員は、次の各号にあてはまる者で構成し、本会会長を審査委員長とする。

- ① 本会会長
- ② 本会の学識経験者
- ③ 住民自治組織の代表者
- ④ 蒲郡市民生児童委員協議会の代表者
- ⑤ 蒲郡市ボランティア連絡協議会の代表者
- ⑥ 申請団体の代表者(当該団体の申請に係る審査は、除斥とする。)

(2) 審査員は、第二次審査以降を行い、第一次審査は、本会会長と本会事務局職員とで行う。

(3) 審査意見が過半数に分かれたときは、本会会長の意見を尊重する。

13 審査結果

(1) 第一次審査の結果は、別記様式3「第一次審査結果報告書」により申請団体に通知する。

(2) 第二次審査及び第三次審査の結果は、審査が済みしだい公表するとともに、後日、別記様式5「第二次及び第三次審査結果報告書」により申請団体に通知する。

14 事業報告

助成を受けた団体は、事業終了後1箇月以内に別記様式2「令和3年度市民団体等活動助成事業報告書」を本会会長へ提出しなければならない。

15 助成金の返還又は減額

本会会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額返還若しくは一部減額を求めることができる。

- (1) 事業の所要額が助成金交付要件額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 本実施要綱の規定に違反したとき

16 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。